

資料

平成22年度  
議案

JR可部線活性化協議会規約の改定について

広島市における組織改正に伴い別紙のとおり改定するものである。

## J R 可部線活性化協議会規約

平成20年9月12日制定  
平成22年4月 1日改定

### (目的)

第1条 J R 可部線活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、J R 可部線活性化連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号広島市役所内に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員及びオブザーバーをもって組織する。

2 協議会には、会長及び副会長1人を置く。

### (会長及び副会長)

第5条 会長は、広島市道路交通局都市交通部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、広島市道路交通局都市交通部交通対策担当課長をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は会議出席委員全員の賛成を以て決することとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、広島市道路交通局都市交通部内に置く。
  - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
  - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の移管)

第9条 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業(以下「補助事業」という。)により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行うものに移管するものとする。

(監査) 広島市道路交通局都市交通部公共交通計画担当課長

- 第10条 監査委員は、~~広島市道路交通局交通円滑化推進担当課長~~をもって充てる。
- 2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
  - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年9月12日から施行する。

附 則

この規約の一部改定は、平成22年1月20日から施行する。

附 則

この規約の一部改定は、平成22年4月1日から施行する。